

【令和4年度 政策・調整会議】

件名：川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の改正に向けた重要施策の考え方（案）の策定について

日時：令和4年11月15日（火）9：50～10：20

場所：第3庁舎18階 大会議室

●付議理由

令和4年3月に改定した川崎市地球温暖化対策推進基本計画において、「本付議事案に係る新たな条例制度の創設に向けた検討」を施策として位置付けており、「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」の改正に向けた重要施策の考え方について政策決定を行うもの。

●付議概要

2050年の脱炭素社会の実現と2030年度の温室効果ガス削減及び再エネ導入目標の達成に向けて、条例改正に関する重要政策の考え方を案として取りまとめ、広く市民意見を募集する。

1 （仮称）建築物太陽光発電設備等総合促進事業

○制度1（仮称）特定建築物太陽光発電設備等導入制度

- ・延べ床面積2,000m²以上の建築物を新增築する建築主への太陽光発電設備等の設置義務

○制度2（仮称）特定建築事業者太陽光発電設備導入制度

- ・延べ床面積2,000m²未満の新築建築物を年間に一定程度供給する特定建築事業者への太陽光発電設備の設置義務

○制度3（仮称）建築士太陽光発電設備説明制度

- ・建築物に対する建築士による太陽光発電設備の導入検討の説明義務

○制度4（仮称）建築物太陽光発電設備誘導支援制度

- ・地域エネルギー会社や様々な市内事業者、団体と連携した新たな総合支援の枠組みの創設

2 （仮称）事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度

- ・現行の条例計画書・報告書制度の見直しによる、新たな評価・支援制度の創設

3 制度の導入効果

（1）（仮称）建築物太陽光発電設備等総合促進事業の導入効果

- ・2030年度の再エネ導入目標における必要追加的措置の約4割相当（+2.5万kW程度）

（2）（仮称）事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度の導入効果

- ・2030年度の温室効果ガス削減目標や2050年カーボンニュートラルにコミットした評価基準を設定し、市内事業者の脱炭素化を誘導

●主な意見

制度内容について十分な周知を行い、効果的に施策実施していくこと。

●結論

案のとおり了承。